

令和7年度 事故予防健康管理推進助成(健康診断)の手続きについて

会員事業者の埼玉県内の営業所に勤務するドライバーが、定期健康診断に要した費用の一定額について助成をいたします。

記

1. 主な留意点

- (1) 令和7年度について、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号または令和6年国土交通省告示第209号による)を運輸支局に届出している事業者が対象となります。
- (2) 埼玉県内の営業所に勤務するドライバーを対象とします。
- (3) 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限ります。

2. 助成対象期間

令和7年3月1日～令和8年2月28日までに定期健康診断を実施し、支払いが終了するものとします。

助成金申請書提出期限は令和8年3月6日必着までとなります。

※但し、期間内であっても申請が予算額に達した場合は終了いたします。

3. 助成額、及び上限人数

1人1回に限り 2,000円

1会員 助成上限額 最大で200,000円

助成上限人数は、令和7年度の会費請求台数(埼玉県内の登録車両台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者について、100名を上限とします。

4. 申請方法

※標準的な運賃の届出について令和6年度以降の助成金申請時に提出されている場合は添付不要となります。

① 事前申請書の送付

事前申請書(様式1)、別紙1、標準的な運賃届出を FAX 又は郵送にて送付願います。

【お送り先】

FAX 番号:048-644-8080

住 所:埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

② 事前申請書の受付

送付された事前申請書(様式1)の受付完了後、記載されている番号へ受付完了のFAX送信いたします。

③ 申請書兼実績報告書の送付 (受診後に申請する場合はこちらから)

健康診断を受診及び支払い完了後、必要書類を**郵送**願います。

【必要書類】

- ①様式2 申請書兼実績報告書(請求書)
- ②様式3 健康診断受診者名簿
- ③請求書(写し)
- ④領収書(写し)又は振込の金額、相手先が確認できる書類
- ⑤様式1 助成金事前申請書(写し)(事前申請を提出している場合のみ)
- ⑥標準的な運賃の届出(写し)(事前に提出している場合は不要)

④ 助成金の交付

郵送された申請書の書類審査が完了後、指定の口座に入金いたします。

【書類の不備が多い項目】

- ・様式2 申請書兼実績報告書(請求書)に社印が押されていない。
- ・振込先口座の【当座・普通】を選択していない。
- ・申請人数が会費請求台数を越えている。

※事前申請(予算取り)をされず、予算枠に達した場合は助成を受けることができませんので、ご注意ください。

※申請を取下げの場合は、取下げ届(様式4)にて必ずご報告をお願いいたします。

※ご不明な点につきましては、業務部(TEL048-645-2771)までお問合せください。